

指定居宅サービス事業者の指定の全部効力の停止について

平成 30 年 12 月 27 日 (木)

高齢介護室 介護事業者課居宅グループ 電 話 06-6941-0351 (内線 4486、4488) F A X 06-6910-7090 ダイヤルイン 06-6944-7099

大阪府は、介護保険法（平成 9 年法律 123 号。以下「法」という。）の規定により、以下の指定居宅サービス事業者に対する処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法 人 名 株式会社ヒロコーポレーション
- (2) 代 表 者 代表取締役 棧敷 健（さしき たけし）
- (3) 所 在 地 兵庫県尼崎市大庄中通三丁目 56 番地

2 事業所名称及び所在地

事業所名 アイビーヘルパーステーション
所 在 地 大阪府守口市寺方元町一丁目 16 番 7 号は一とらいふ守口内 101 号
サービス種別 訪問介護

3 処分年月日

平成 30 年 12 月 27 日

4 処分内容

平成 31 年 1 月 1 日から 3 か月間

5 効力の停止の理由

- (1) 不正の手段による指定（法第 77 条第 1 項第 9 号に該当）
事業開始時から指定とは異なる場所で運営を行っていた。
- (2) 不正請求（法第 77 条第 1 項第 6 号に該当）
実際の事業所と同一の建物内にある有料老人ホームの利用者にサービスを提供しているにもかかわらず、必要な同一建物減算を行わず、介護報酬を請求した。